

令和5年5月8日以降の文化施設及び屋内体育施設に係る
感染症対策の指針

令和5年5月12日 増毛町教育委員会

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが変更されたことに伴い、各種のガイドラインなどが廃止されたことから、「国が示す基本的な感染対策の考え方」を踏まえ、これまでの各施設における感染対策を下記のとおり変更いたします。

1) 文化センター

継続する対策

- ・手指消毒液の設置
- ・換気の徹底
- ・利用人数上限の推奨（各部屋の推奨上限人数は別紙資料1を参照）

廃止する対策

- ・マスクの着用（個人の判断を尊重）
- ・事業実施時の検温
- ・施設利用者の名簿提出
- ・使用物品の消毒

2) 総合交流促進施設元陣屋

継続する対策

- ・手指消毒液の設置
- ・換気の徹底
- ・利用人数上限の推奨（各部屋の推奨上限人数は別紙資料1を参照）

廃止する対策

- ・マスクの着用（個人の判断を尊重）
- ・入館時の検温
- ・施設利用者の名簿提出
- ・座席間隔の確保
- ・使用物品の消毒

3) 重要文化財旧商家丸一本間家

継続する対策

- ・手指消毒液の設置
- ・換気の徹底
- ・利用人数上限の設定

廃止する対策

- ・マスクの着用（個人の判断を尊重）

- ・入館時の検温
- ・施設利用者の名簿提出
- ・使用物品の消毒

4) 町立体育館

継続する対策

- ・手指消毒液の設置
- ・換気の徹底

廃止する対策

- ・利用人数上限の設定
- ・マスクの着用
(個人の判断を尊重するが、ロビーにおける混雑時の着用は推奨)
- ・入館時の検温
- ・施設利用者の名簿提出
- ・使用物品の消毒

5) 屋内グラウンド

継続する対策

- ・手指消毒液の設置
- ・換気の徹底

廃止する対策

- ・利用人数上限の設定
- ・マスクの着用
(個人の判断を尊重するが、休憩室における混雑時の着用は推奨)
- ・入館時の検温
- ・施設利用者の名簿提出
- ・使用物品の消毒

6) 温水プール

継続する対策

- ・手指消毒液の設置
- ・換気の徹底

廃止する対策

- ・利用人数上限の設定
- ・マスクの着用
(個人の判断を尊重するが、更衣室における混雑時の着用は推奨)
- ・入館時の検温
- ・施設利用者の名簿提出
- ・使用物品の消毒

各施設の部屋別推奨上限人数（令和5年5月8日以降）

施設名		利用上限	面積(m ²)	備考
文化センター	大ホール	200	480	
	実習室	8	33	
	大会議室	22	90	
	娯楽室	8	33	
	研修室	12	50	
	視聴覚室	8	33	
	和室	7	30	
	会議室	12	50	
	調理室	12	50	
	中ホール	60	250	
元陣屋	フリースペース	6	35	
	ギャラリー	12	50	
	婦人文化室	22	88	
	郷土文化伝習室	32	130	

5月8日から

感染症対策が 変わりました。

当面は3つの対策を続けます

消毒液の
設置

換気の
徹底

利用人数
制限の
推奨

以下の対策は廃止します

- ① 催事やイベント時の検温
- ② 利用者名簿の提出
- ③ 使用物品の消毒



マスクの着用について

マスクの着用は個人の判断となりますが、混雑が予想される場合や、重症化リスクが高い方などには効果的です。

文化センター利用についてのお問い合わせ

増毛町教育委員会 地域学習課（社会教育係）

☎53-2427